

星城大学同窓会会則細則

制 定 平成 23 年 6 月 11 日

改 定 令和 2 年 4 月 15 日

I 第 2 条事務所に関する項

1. 事務所は星城大学事務室内に置く。
2. 事務所は、以下の各号を具備しなければならない。
 - (1) 会員名簿
 - (2) 役員名簿
 - (3) 会議録および会議資料
 - (4) 事業計画および会務の記録
 - (5) 同窓会の発行する刊行物
 - (6) 現金出納帳
 - (7) 出入金伝票
 - (8) 収支決算表
 - (9) その他必要と認める帳簿類

II 第 4 条事業に関する項

1. 本会は、第 4 条 (4) その他の事業として、以下の各号の事業を行う。
 - (1) 卒業生の教育、研究活動の助成
 - (2) 他

III 第 5 条会員に関する項

1. 正会員について
名古屋明德短期大学および星城大学卒業生で会費を納めた者。
2. 準会員について
本会の趣旨に賛同し、会費を納めた個人、団体。

IV 第 6 条役員に関する項

1. 監事は、2 名のうち 1 名以上は会員外の者を選出する。

V 第 7 条役員の選出に関する項

1. 役員の選出について
 - (1) 役員への立候補については同窓会事務所にて受付ける。
他薦は現役員からの推薦のみとする。

- (2) 自薦、他薦を問わず、役員への意思表示を行った者は様式1で定める「立候補届出書及び推薦書」を記入し役員会にて審議する。
 - (3) 役員会にて審議許可された者については役員会に出席し、役員会にて承認する。
2. 役員の退任、解任について
- (1) 役員の退任は同窓会事務所にて受付ける。
退任の意思表示を行った者は様式2で定める「退任届出書」を記入し、役員会にて審議・承認する。
 - (2) 解任は以下の事項に該当した場合、役員会にて審議・決定する。
 - a) 反社会勢力への加盟・参加
 - b) 公序良俗に反する行為を行った場合
 - c) その他本会の目的に反する行為を行った場合
3. 書類の取り扱い
- 様式1で定める「立候補届出書及び推薦書」及び、様式2で定める「退任届出書」については、同窓会事務所にて保管し、本来の目的以外には使用しない。

VI 第11条役員の報酬に関する項

1. 役員には、以下の金額の日当および諸経費、役員手当を支払う。
- (1) 日当
 - 1) 集団での活動
同窓会活動のために必要な役員会及び活動に対する報酬を支払う。
役員会、運営活動、総会、ホームカミングデーなどの活動における日当として拘束時間に応じて4種類設定し支払う。
拘束時間に自宅からの往復の移動時間は含まない。
 - ・日当A 金額：3,000円 対象：1時間以上 3時間未満の活動
 - ・日当B 金額：6,000円 対象：3時間以上 5時間未満の活動
 - ・日当C 金額：9,000円 対象：5時間以上 7時間未満の活動
 - ・日当D 金額：12,000円 対象：7時間以上 9時間未満の活動
 - 2) 個別での活動
自宅などで個別に行った作業などに対する報酬を所要時間に応じて支払う。各々の自宅などで行うビデオ会議による役員会なども含まれる。

・日当 E 金額：750 円／30 分

※ただし、15 分以上 30 分未満の作業などに対しても 500 円を支払う。

(2) 諸経費 経費精算要領による

(3) 役職手当 会長 現在は定めない
副会長 現在は定めない
会計 現在は定めない
監事 現在は定めない
各局長 現在は定めない
各局員 現在は定めない

Ⅶ 第 12 条会議に関する項

1. 総会などについて、本会の関与し得ない事由が生じた場合において、安全かつ円滑な実施をはかるために止むを得ない時は、会員に予め速やかに当該事由が本会に関与し得ないものである理由、および当該事由との因果関係を説明し、総会などの延期、中止、議決方法を変更する。ただし、緊急の場合において、止むを得ない場合は、変更後、会員に説明する。

Ⅷ 第 15 条会費に関する項

1. 本会の会費は、次の通りとする。

(1) 正会員	星城大学卒業生	終身会費	10,000 円
	名古屋明德短期大学卒業生	既納入	
(2) 準会員	個人	年間	10,000 円
	法人又は団体	年間	10,000 円
2. 一旦納入された会費は返還しない。ただし、会員資格がない者が納入した場合はその返還請求があった時点で返還する。その期限は資格を失った日より 1 年とする。

Ⅸ 細則の変更

1. 本細則の改廃は、役員会承認を得なければならない。

附則 ~~この細則は、平成 23 年 6 月 11 日より施行する。~~

~~この細則は、平成 23 年 6 月 25 日より施行する。~~

~~この細則は、平成 23 年 12 月 17 日より施行する。~~

~~この細則は、令和元年 5 月 15 日より施行する。~~

この細則は、令和2年4月15日より施行する。